裁　　　決　　　書

審査請求人　[redacted]

同代理人　[redacted]

処分庁　仙台市太白福祉事務所長

審査請求人[redacted]（以下「請求人」という。）が平成３０年９月２３日付けで提起した処分庁仙台市太白福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による保護変更決定処分について，次のとおり裁決する。

主　　　　　文

処分庁が平成３０年８月２８日付けＨ３０太保護第１－１１１３８号で請求人に対してした保護変更決定処分は，これを取り消す。

第１　事案の概要

１　請求人は，平成２７年９月２５日に生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく生活保護（以下「保護」という。）の申請をし，処分庁は，調査を行い平成２７年９月２５日付けで保護を開始した。

２　請求人は，平成２８年１月１９日に処分庁に来所し，同月６日に[redacted]を出生したため母子手帳を添えて届出書を提出した。この際，処分庁は，請求人の病状等が安定するまでの[redacted]の養育は，当面，代理人が代理人の自宅で行い請求人が代理人宅に通うことになる旨を請求人から確認した上で，平成２８年１月６日付けで[redacted]を請求人世帯の世帯員として認定した。また，平成２８年２月１日付けで母子加算，児童養育加算を認定した。

３　処分庁は，平成２８年６月７日に請求人宅を訪問した際，[redacted]は現在も代理人が養育中であり代理人に仕送りをする予定であるとのことを請求人から聴取し，金銭面で苦しむことがないように代理人と相談しながら仕送りを行うよう助言した。

４　処分庁は，平成２９年２月７日に請求人宅を訪問した際，[redacted]についての養育は代理人が行っているが，請求人も週に一度は[redacted]のもとに行って養育していることを請求人から聴取した。

５　処分庁は，平成２９年５月８日に請求人宅を訪問した際，[redacted]は同年４月から[redacted]へ通園しており，養育はこれまでと変わらず代理人にしてもらうことが多いことを請求人から聴取した。

６　処分庁は，平成２９年８月３１日に請求人宅を訪問した際，[redacted]は代理人のところにおり[redacted]であり，[redacted]，[redacted]で体調は良くないことを請求人から聴取した。

７　処分庁は，平成３０年９月１日付けで母子加算の削除，児童養育加算の削除及び[redacted]の転出による基準生活費の変更を行い，同年８月２８日付けＨ３０太保護第１－１１１３８号で請求人に対し保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を通知した。

８　請求人は，平成３０年９月４日に処分庁に来所した際，処分庁から本件処分について家計管理

が大変ではないかと尋ねられ，大丈夫ですと返答した。これに対し，処分庁は，請求人世帯での●●の生活が可能になれば，実地調査の上，世帯編入ができる旨を説明した。

９　請求人は，本件処分を不服として，平成３０年９月２３日付けで審査庁に対し本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第２　審理関係人の主張の要旨

１　請求人の主張

請求人は，おおむね以下の理由により本件処分は不当であるとして，母子加算の削除，●●の転出による基準生活費の変更の処分の取消しを求めている。

（１）区の家庭健康課で，育児は困難とされている。

（２）●●に対する休日，夕方の交流，世話は続けている。

（３）児童扶養手当は年金の関係であてはまらない。

２　処分庁の主張

処分庁は，おおむね以下の理由により本件処分に違法又は不当な点はなく，適法かつ適切である旨主張している。

（１）生活保護は，法第１０条で「保護は，世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し，これによりがたいときは，個人を単位として定めることができる。」としている。本件は，「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１の１「居住を一にしていないが，同一世帯に属していると判断すべき場合」のいずれにも当てはまらない。また，請求人が主張している１の（１）から（３）までの不当の理由について，以下の理由から請求人の主張は認められない。

イ　１の（１）については，代理人宅で養育しているのは事実であるため不当とする理由に当たらない。

ロ　１の（２）については，同一世帯であるか否かは生計の同一性で判断するものであり，単に交流があるだけでは請求人世帯と同一性があるとは認められない。

ハ　１の（３）については，代理人世帯が経済的に困窮するのであれば保護申請を行うよう助言していたものであり，代理人の経済状態の問題である。

（２）なお，処分庁は，弁明書において，ケース記録表（票）に記載のない経緯を以下のとおり主張している。

イ　請求人は，平成２７年９月２５日に処分庁に対し保護の申請をして，処分庁は，訪問調査の上，同日付けで保護の開始決定を行った。

ロ　代理人は，平成３０年５月２９日に処分庁に対し●●の●●●●●●●についての相談を行った。処分庁は，請求人及び代理人に対し●●の病状を確認したところ，夜間の●●の様子は代理人しか説明することができず，●●は請求人と生活していないことが判明した。

その際，請求人から今後も代理人が●●を養育するとの意向が示されたため，処分庁は，●●の転出による基準生活費の変更の可能性があることを説明した。

ハ　代理人は，平成３０年６月２６日に処分庁に来所し，代理人世帯としても生活保護の相談をした経緯があるので事情を知っておいてほしいとの話があり，これに対し処分庁は，代理

人が●●を養育する場合の児童扶養手当の申請について助言した。

ニ　処分庁は，平成３０年６月２９日に請求人宅を訪問した際，●●は生後ずっと代理人宅で生活しており一度も請求人宅に泊まったことはないこと，●●の生活費は生活保護費から代理人に渡していたことを請求人から聴取した。

ホ　代理人は，平成３０年７月４日に処分庁に来所した際，●●を転出扱いとした後の生活費について相談を行った。これに対し処分庁は，代理人世帯での生活保護申請及び施設での●●の養育等を助言した。

ヘ　処分庁は，平成３０年８月２２日に，●●の転出による基準生活費の変更について請求人及び代理人に説明した。

第３　理由

１　本件に係る法令等の規定について

（１）法第１０条は，世帯単位の原則について，「保護は，世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し，これによりがたいときは，個人を単位として定めることができる。」と規定している。

（２）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。）第１は，「同一の住居に居住し，生計を一にしている者は，原則として，同一世帯員として認定すること。なお，居住を一にしていない場合であっても，同一世帯として認定することが適当であるときは，同様とすること。」としている。

（３）局長通知第１の１は，「居住を一にしていないが，同一世帯に属していると判断すべき場合とは，次の場合をいうこと。（１）出かせぎしている場合（２）子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合（３）夫婦間又は親の未成熟の子（中学３年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（略）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合（４）行商又は勤務等の関係上，子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合（５）病気治療のため病院等に入院又は入所（略）している場合（６）職業能力開発校等に入所している場合（７）その他（１）から（６）までのいずれかと同様の状態にある場合」としている。

（４）生活保護手帳別冊問答集２０１６の第１の「世帯の認定」は，「(略) 次官通知は，同一居住，同一生計の者は原則として同一世帯と認定することとしているが，これは，生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから，比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。このような目安としては，他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無，濃密性等）があるが，判定が困難なケースについては，更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同，家事労働の分担，戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき，個々の事例に即して適正な世帯認定を行うこととなる。なお，同一居住は同一生計の判定の上で重要ではあるが，ひとつの目安であるにすぎないから，同一の住居に居住していなくても社会生活上同一世帯と認定するのが適当な場合がありうる。(略)」としている。

（５）「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。）別表第１第２章－８母子加算（３）は，「母子加算は，父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため，父母の他方又は父母以外の者が児童（略）を養育しなければならない場

合に，当該養育に当たる者について行う。ただし，当該養育に当たる者が父又は母である場合であって，その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）にあり，かつ，同一世帯に属するときは，この限りでない。」としている。

（６）局長通知第７－２－（２）のコ母子加算（ウ）は，「保護受給中の者について，月の途中で新たに母子加算（略）を認定し，又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは，それらの事由の翌月から加算の認定変更を行うこと。」としている。

２　本件処分の検討について

（１）●●の世帯認定について

請求人は第２の１の（１）及び（２）のとおり主張しているが，処分庁は１の（３）に掲げる場合のいずれにも当てはまらないとして第２の２の（１）のとおり主張していることから，本件処分における●●の世帯認定について，違法又は不当な点がないか検討する。

イ　請求人は平成２８年１月１９日に処分庁に来所し，同月６日に●●が出生したため，届出書を提出している。これに対し処分庁は，請求人の病状が安定するまでは，●●の養育を代理人が代理人宅で行い，請求人が代理人宅に通うことになる旨を確認しつつも，平成２８年１月６日付けで●●を請求人の世帯員として認定を行っている。なお，居住を一にしていないにもかかわらず同一世帯として認定することを適当と判断した理由，事情等や処分庁における当該判断に至るまでの調査内容，検討状況等は明らかでない。

ロ　処分庁は，平成２８年６月７日に請求人宅を訪問した際，代理人が●●を養育中であり請求人が代理人に仕送りをする予定であることを聴取し，処分庁は，金銭面で苦しむことがないよう代理人と相談しながら仕送りをするよう助言を行っている。

ハ　処分庁は，平成２９年２月７日に請求人宅を訪問した際，●●の養育は代理人が行っているが，請求人が週に一度は●●のもとに行って養育していることを聴取している。

ニ　処分庁は，平成２９年５月８日に請求人宅を訪問した際，●●の養育はこれまでと変わらず代理人にしてもらうことが多いことを聴取している。

ホ　処分庁は，平成３０年５月２９日に，●●が請求人宅で生活していないことが判明したとして，平成３０年６月２９日に請求人宅を訪問した際，請求人から●●は生後ずっと代理人宅で生活していること，一度も請求人宅に泊まったことはないこと，●●の生活費は代理人に渡していたことを聴取し本件処分を行った。

ヘ　世帯の認定については，１の（１）のとおり，世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされており，１の（２）のとおり，同一の住居に居住し，生計を一にしている者は，原則として，同一世帯員として認定し，居住を一にしていない場合であっても，同一世帯として認定することが適当であるときは，同様とすることとされている。

また，居住を一にしていない場合であっても，同一世帯として判断すべき場合というのは，局長通知第１の１の（１）から（７）までに示すものとされており，（７）については，「その他（１）から（６）までのいずれかと同様の状態にある場合」とされるところ，どういう状態を（１）から（６）までのいずれかと同様の状態にある場合と判断するかについては実施機関の裁量に委ねられているものと解される。

ト　処分庁は，平成２８年１月６日付けで●●を請求人世帯の世帯員として認定した時点において，請求人世帯の生活実態から，局長通知第１の１の（１）から（６）までの場合のいずれかに該当しているか判断できないのであれば（７）の場合に該当するか否かの検討を行い判断する必要があるところ，請求人宅での事情の聴取に止まり，十分な検討が行われた形跡がないまま，●●を請求人の世帯員として認定する処分を行っている。

他方で，平成２８年１月６日付けの処分時から代理人が●●を養育するという生活実態に違いがないにもかかわらず，処分庁は，本件処分については，局長通知第１の１に掲げる場合のいずれかに該当しているかの十分な検討を行わないまま，転出により●●を世帯員として認定しない処分を行っている。

チ　ちなみに，１の（４）のとおり世帯認定の適否を判断する上では事実認定が重要なところ，処分庁は第２の２の（２）の内容を弁明書の中でのみ主張するものであるが，処分庁に対しその主張を裏付けるケース記録表（票）やケース診断会議録の提出を依頼したところ，請求人が●●と生活していないことが判明したとする平成３０年５月２９日から本件処分に至るまでのケース記録表（票）を一切所持していないし，ケース診断会議による検討を要せず会議録がないとの回答であった。なお，仮に第２の２の（２）の内容が裏付けられたとしても，そのことをもって処分庁の検討が十分に行われたと判断するものではない。

リ　したがって，１の（４）のとおり，特に●●の養育に関する消費財やサービスの購入，消費，利用の状況，家事労働の分担等の事実関係を正確に把握した上で，担当者だけではなくケース診断会議の開催等を通じて組織的に検討すべきであるところ，本件処分については，処分庁の検討が不十分であり，局長通知第１の（７）の適用の可能性の有無が不明なまま行われているといわざるを得ず，居住を一にしていないが同一世帯に属すると判断すべき場合に該当する可能性が否定できない以上，世帯認定に関する処分庁の判断は妥当性を欠き，違法又は不当なものと認めざるを得ない。

（２）母子加算の削除について

請求人は第２の１の（１）及び（２）のとおり主張しているが，処分庁は第２の２の（１）のとおり主張していることから，母子加算の削除について違法又は不当な点がないか検討する。

イ　母子加算は，１の（５）のとおり，父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため，父母の他方又は父母以外の者が児童（略）を養育しなければならない場合に，当該養育に当たる者について行うとされている。

ロ　本件処分において，処分庁は平成２８年１月６日付けで●●を請求人世帯の世帯員とする認定を行っており，１の（５）及び（６）に基づき，平成２８年２月１日付けで母子加算の認定を行っている。

その後，（１）のイからホまでの経緯があり，処分庁は転出により●●を世帯員として認定しない処分を行うと同時に，母子加算の削除を行っている。

ハ　処分庁は（１）のイのとおり●●を請求人世帯の世帯員と認定し，それに沿って母子加算の認定を行い，また（１）のトのとおり転出により●●を請求人世帯の世帯員と認定しないで，それに沿って母子加算の削除を同様に行っているところ，（１）のリのとおり世帯認定に関する処分庁の判断が妥当性を欠く違法又は不当な処分であることから，母子加算の削除に

ついても違法又は不当な処分であると認めざるを得ない。

（３）その他

請求人は，児童扶養手当について第２の１の（３）のとおり主張しているが，このことは代理人世帯の経済状況を単に述べたものにとどまり，当該手当の受給資格の有無は，本件処分の当否の判断に影響を及ぼすものではない。

第４　結論

以上のとおり，本件審査請求には理由があることから，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４６条第１項の規定により，主文のとおり裁決する。

令和元年１１月１５日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

（教示）

１　この裁決について不服があるときは，この裁決があったことを知った日の翌日から起算して１か月以内に，厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。ただし，この裁決があったことを知った日の翌日から起算して１か月以内であっても，この裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは，再審査請求をすることができなくなります。

２　この裁決について不服があるときは，この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，宮城県（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）を被告として，この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし，裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは，裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。